

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 31 日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課 御 中
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して周知いただきますようお願いいたします。なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校等について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
T E L : 03-5253-4111 （内線 2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室
T E L : 03-5253-4111 （内線 2518）

事務連絡
令和7年7月24日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当） 付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

日頃から動植物検疫に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いており、また、家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大していることから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあります。

日本政府観光局の統計によりますと、今年の月別訪日外客数は、1月から5月の5か月連続で単月の過去最高を記録しており、今後も増加することが見込まれます。

また、夏季休暇期間においては、多くの日本人観光客が海外に渡航することが想定されることから、水際での動植物検疫による対策が一層重要となっていると認識しております。

農林水産省では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

以下ウェブサイトの解説、動画、リーフレット等を参照の上、外国人留学生を含む学生に対する周知及び注意喚起を実施するとともに、引き続き、植物の病害虫及び家畜の伝染病の侵入防止に係る取組に協力すること。

（参考）

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

○ 動物検疫所リーフレット

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>

○ 動物検疫所ポスター

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>

○ 植物防疫所 HP「重要なお知らせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

○ よくあるご質問

(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

○ 情報発信の例

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限しています。

持込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込みには、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込みは禁止されています。

これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込みには、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大 300 万円（法人は最大 5,000 万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

以上